

日時：平成28年2月8日（月）9:30～10:51

会場：TKP ガーデンシティ仙台 Dホール

（発言者）●委員  
○事務局

1. 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

<事務局より、資料1 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について 説明>

●委員：内水の氾濫について前回の宮城県の大雨のときには、ポンプ車が大活躍したという話を聞いて、それはよかったと思うが、あちこちで同じような問題が起こったときに、ポンプ車で対応し切れるのか、排水門、樋門、樋管を閉じた場合、居住区や畑に降った雨の排水を考えていかなければいけないと思う。ここら辺に対してどのようにお考えかを聞かせていただきたい。

○事務局：住民目線のソフト対策ということで流域内の協議会をつくって検討していくことで考えており、大きな柱としては、避難と水防と排水ということで考えている。流域内で排水ポンプ車の最適配置計画などについても検討し、足りない分について、どう対策するかということに関しても今後検討していきたいと考えている。

●座長：家屋倒壊危険区域という高度化した情報提供しようということで、大変評価したいと思う。外力はある段階のレベルの洪水ということで設定はいいが、受けるほうの家はいろんなものがあって、非常に不確実性が高い。住民の方が十分な知識のないままにごらんいただくと、大きな誤解を招きかねない場合も多々あると感じている。住民の方の思い違いといったことがないように十分な説明と、説明の仕方をご検討いただければと思う。

○事務局：社会への波及が大きい話と思っており、出水期前までにはL2の浸水想定区域についても検討しているところですが、出すタイミング、出した

ときの地元への説明といったところも考えていきたいと思う。

●委員：住民目線のソフト対策のところにかいてあるところなのですが、「住民が自らリスクを察知し」というところがございました。どのぐらい降ればどのぐらい来るなというのは、何となく住民の方はご存じなのですが、その後も堤防が整備されたり、ダムがあって、河川調整がされたり、そういうところがございました。ダムの河川調整、水量調整がどの程度うまくいっているかどうかも含めて情報を流していただけると、住民の方はかなりいい参考になるのではないかなと思います。降っている最中のこのくらいため込んでいますよという、あるいはこのぐらいまで保持できますよというような情報というのはなかなか出てこないもので、そういうものは一緒に知らせていただけないものかなと思っております。

○事務局：住民の方への情報の出し方についても、今例えばホームページで見やすい形でどうやって出したらいいか、まさに検討を進めているところがございます。どの情報を出したらいいかというところもあわせて今検討を進めているところで、ただ出せばいいという話ではないと思っているので、いただいたようなご意見を踏まえて、本当に必要なものについて検討してしっかり出していきたいと考えます。

●委員：本川がどこかで切れた場合にどれくらいの水深になりますみたいなハザードマップ多かったが、昨年9月の鳴瀬川水系の渋井川決壊を見ますと、支川クラスの川が決壊した場合にはこうなると、そういうハザードマップ幾つかつくられるのか、さらに渋井川も切れ、多田川も切れ、鳴瀬川本川もどこかで切れた場合にはどうなるみたいな、このハザードマップの想定みたいなのはどの程度に考えられているのか教えていただきたい。

○事務局：次の出水期まで、鳴瀬川、吉田川、多田川、善川、竹林川という直轄区間の分については、まず早急に浸水想定区域について公表していくと今考えております。その上で、自治体の方々と協力して、それをハザード

マップにしていく作業になっていくので、その支川等についても今後、まずは大きいところで発表していくところでありますけれども、その後、優先的に必要なところは、県等と連携して考えていくべきと思っております。

●委員：今回危機管理型のハード対策のところではいろいろなことをやられるみたいなのですが、その後の維持管理について、どちらかというと余り議論されないような気がします。今回堤防の天端についてもアスファルトで覆う、これすごくいいことだと思うのですが、やった後に維持管理しないと、そのすき間から集中的に水が入って、かえって崩壊しやすいというような状況も起こったりします。これやられるときにぜひ維持管理のことにも気を配りながら、今後どういうふうに管理していくのか。そういった視点を入れてぜひ議論していただきたいと思っております。

○事務局：ご意見踏まえて検討したいと思っております。

## 2. 平成27年9月関東・東北豪雨の対応状況について

＜事務局より、資料2 平成27年9月関東・東北豪雨の対応状況について、別紙 災害に強い川づくり緊急対策事業 説明＞

●座長：今後の審議、素案の提示のときは、県は県でまた別途にご説明いただくような形になるのでしょうか。以前整備計画をつくる段階では、そういった形で管理区間に分けて両方からご説明いただいた。別途に説明いただくことが必要な部分もあると思う。また整備計画としても別の形をつくっていくわけですから、そういうことが大事と思っている。今後の進め方としていかがでしょうか。

○事務局：整備計画の変更といたしましては、タイミングとしては同じ、年度明けにまた素案をご提示してご審議いただくということで考えています。懇談会のタイミングで国の分、県の分をそれぞれ説明して、同じタイミン

グでご議論いただくという進め方は考えております。整備計画としては別物なので、それぞれ手続としては別物、それぞれ進めていく形にはなります。ただ、内容といたしましては、かなり一体的に進めなければいけない部分がありますので、そういったところは一緒にやることでよりわかりやすくなると思います。

●座長：連携・連動は大変重要なことだと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○事務局：整備計画の変更は別々になるかもしれませんが、やることは一体的にやっていくというのが思いです。

●座長：それは十分理解しているつもりです。

●委員：災害の後は国民全体も、政府全体も、地元も含めて、この安全度を高めることを最優先課題とするが、時間とともに風化してくると世論も含めて、あるいは担当するセクションも含めて、あるいは財政上も温度差が出てきて、スピードの違いが出てくる場合、あるいは計画がおくれてしまうことがままあるので、ぜひこの計画を計画どおりに進めていただきたい。場合によっては、小さな県や市町村になりますと、財政上の理由でスピードがおくれる場合があると思いますので、国は有利な支援策なども含めて全体計画が確実に進むように、ぜひ牽引をしていただきたいと思っております。これは事業の進め方であります。

今回の災害で管理の面の違いが非常に出ました。管理の面で、1つは国直轄で管理しているところと、堤防の一部を農水省事業など他の事業が入った施設がその河川の中にある場合は、管理者がかわっているということの中で、長年時間的な経過の中でその管理の違いがあって、災害に対する強度の違いが出てきたりする。整備した後の管理の面も一体的に管理する、あるいは管理の安全度も共通のマニュアルをきちっとして整備するということがないと、弱いところに出てしまうという状態がありました。ぜひそういう意味では整備を一体的に進めることと、管理も一体連携で進めることの重要性を非常に認識しましたので、これらの計画を進める中でぜひ意を用いていただきたいと思っております。

ハードの面での整備はもちろんです、前段でありました水防災意識

社会の再構築ビジョンにもありますように、地域の方々がこの防災、減災、避難に対する意識や訓練が必要だと思っております。ことしはこの水系の吉田川の8.5の大水害から30年目を迎える節目でもありますので、昨年の9.11もあわせて、この流域全体で治水や安全に対する認識をもう一度再構築をしていくというような形でのそういうような機会に国も県も、あるいは地域も一緒になって取り進めていけるように、ぜひその事業化も含めて今後お願いを申し上げたいと思っております。

○**事務局**：1つ目の点については今後整備計画の変更作業等の中でしっかりと盛り込んでいきたいと思えますし、今後のフォーアップにつきましても、逆にこの懇談会等で毎年フォローアップしていただきますので、しっかりとご議論していただければと思います。2つ目の点については、我々も管理の面についてはかなり認識しております。河川の中に管理施設、それから許可工と言われる相手がつくった施設もございます。26年に河川法改正されたときに、許可請者もきちっとメンテナンスするように法律は改正されているのですが、その実態となるとやはり我々として指導ということではない、課題あるところでございます。施設の管理者に今後どういうアドバイスなり、どういう実効性があるものができるかについては、今まさに議論しているところでございますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○**事務局**：1点目のスピード感の風化の話ですけれども、こういった懇談会はもちろん、毎年やらせていただいている行政同士の総合協議会を定期的にやっております、それから先ほどソフト対策のために首長の自治体さんも含めてこれからつくる協議会は、これから毎年開かせていただきます。そういったような場でもソフト、ハードを含めて進捗状況もご報告して、チェックをいただいて進めていく。県の予算は間接的ではあるけれども、国でその必要性、優先順位もお話し合いさせていただきながら、予算要求をしておりますので、特に被害を受けた鳴瀬川流域というのは一段と強化をしながらやっていきたい。

管理面ですけれども、2年前、河川法を改正し、堤防の管理基準というのをつくりました。具体的に管理マニュアルが本省から通達出ていま

す。それは、年に少なくとも最低1回はそういった管理をして、堤防のランクをA、B、C、Dと、いい順番から。Dだったらすぐ直すと、そういうようなシステムチックなやり方に2年前から変わってきており、その記録は最低1年なり保存して後世につないでいく仕組みになっている。直轄のほうでもそういった堤防を見抜くようなノウハウを県にアドバイスをする組織も事務所の中で役割分担をしてつくっているで、市長のご懸念されるようなことについては、そういうことにならないようにしっかりと連携してやっていかせていただきたいと思います。

### 3. 鳴瀬川総合開発事業 筒砂子ダム形式について

<事務局より、資料3 鳴瀬川総合開発事業 筒砂子ダム形式について説明>

●委員：これからはダムを治水、利水と同時に、発電もそうですけれども、観光利用という視点も必要になってくると思います。観光スポットにする意味からすると、例えば設計の段階で見学できるような形とか、車でおりていただく方の対策も含めて、設計のときに少しそういう方々のご意見などもぜひ聞いていただければと思っております。

○事務局：筒砂子ダムの脇を通ります国道が、今まで冬季通行止めだったけれども来年から山形県側と通年で車両が通ると思います。加美町からもぜひ観光的なことを、といただいておりますので、地元とよく話をしながらその辺も考慮していきたいと思っております。

●委員：目的の中に発電が加わって、ダムの容量の中には発電の容量というのが入ってくるような形になるのでしょうか。

○事務局：ダムについては、特別な発電の容量は設けずに、新規のかんがい、既得の用水の放流量で発電をしていただく、いわゆる従属発電で公募をいたしましたので、それを条件として詰めてございます。

●委員：選択取水のようなものをぜひ入れていただきたいと思います。そうすると、水質も悪くするのを抑えられると思いますし、下流のアユの里とかで冷水病とか出なくなると思いますので、ぜひそういったことも検討してもらえたらと思います。

○事務局：筒砂子ダムは容量、湛水面積が大きいので、環境影響評価の対象になります。筒砂子ダムも自然負荷が多いようで、そういった懸念を持っており、アセスのほうも今後進めていきたいと考えております。今ご指摘いただいたようなところが今後も懸案となってこようかと考えております。

●委員：構造のみならず、多々いろんなことに検討すべきことがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 4. 今後のスケジュール（案）について

＜事務局より、資料4 今後のスケジュール（案）について 説明＞

（意見等なし）